

子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号等の市町村が定める額等を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 14 号

子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号等の市町村が定める額等を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 27 条第 3 項第 2 号等に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額その他施設型給付費等の額の計算に必要な事項並びに法附則第 6 条第 4 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 3 項の規定により徴収する費用の額について定めるものとする。

(利用者負担額等)

第 2 条 法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号並びに法附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ(1)及びロ(1)並びに第 3 号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(附則第 2 項及び別表において「利用者負担額」という。)は、別表に定める基準により算定した額とする。

2 法第 28 条第 2 項第 1 号並びに第 30 条第 2 項第 1 号及び第 4 号並びに法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ(1)及び第 3 号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額は、これらの規定によりその基準とされる額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の事情がある場合には、当該特別の事情を勘案して町長が適当と認める額とすることができる。

3 法附則第 9 条第 1 項第 1 号ロ、第 2 号イ(2)及びロ(2)並びに第 3 号イ(2)及びロ(2)に規定する地域の実情等を参酌して市町村が定める額は、町長が定める基準により

算定した額とする。

(特定保育所の保育料)

第3条 前条第1項の規定は、法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「特定保育所の保育料」と読み替えるものとする。

(措置費用)

第4条 第2条第1項の規定は、児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用の額について準用する。この場合において、別表中「利用者負担額」とあるのは、「措置費用」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、町長が定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日以前に保育所に入所している児童と同一世帯に16歳未満の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に限る。)が3人以上いる場合においては、当該平成27年3月31日以前に入所している児童のうち最も年齢の高い児童(別表備考6に規定する第1子に該当する児童に限る。以下「対象児童」という。)の利用者負担額は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、第2条第1項の規定にかかわらず、次の算式により計算した額とする。

対象児童について別表に定める基準により算定した額(以下「基準額」という。)×
 $1/2 = A$ (1,000円未満を切捨てとし、5,000円を超える場合は5,000円とする。) 基準額 - $A =$ 利用者負担額

3 前項の規定は、第3条の場合について準用する。この場合において、同項中「利用

者負担額」とあるのは「特定保育所の保育料」と、「第2条第1項」とあるのは「第3条において準用する第2条第1項」と読み替えるものとする。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

1号認定利用者負担額

階層区分	市町村民税 所得割課税額	1号認定 利用者負担額(月額:円)
A	生活保護世帯	0
B1	町民税非課税世帯	1,000
B2	均等割額のみ在世帯	2,000
C1	所得割課税額25,700円以下	5,600
C2	が右の区分に 該当する世帯 25,701円以上 51,400円以下	8,400
C3	51,401円以上 77,100円以下	11,300
C4	77,101円以上 121,800円以下	16,800
C5	121,801円以上 166,500円以下	18,400
C6	166,501円以上 211,200円以下	20,000
C7	211,201円以上 344,700円以下	24,500
C8	344,701円以上	25,000

2号・3号認定利用者負担額

階層区分	市町村民税 所得割課税額		2号認定利用者負担額 (3歳以上)(月額:円)		3号認定利用者負担額 (3歳未満)(月額:円)	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0	0	0
B	町民税非課税世帯		2,000	1,900	3,200	3,100
C1	均等割額のみの世帯		5,000	4,900	6,100	5,900
C2	所得割課税額が右の区分に該当する世帯	24,300円未満	6,000	5,800	7,700	7,500
C3		24,300円以上	7,400	7,200	9,500	9,300
C4		48,600円未満	10,800	10,600	13,200	12,900
		48,600円以上				
C5		60,700円未満	13,300	13,000	16,100	15,800
		60,700円以上				
C6		72,800円未満	15,800	15,500	19,000	18,600
		72,800円以上				
C7		84,900円未満	18,500	18,100	22,000	21,600
		84,900円以上				
C8	97,000円未満	21,300	20,900	27,200	26,700	
	97,000円以上					
C9	115,000円未満	22,700	22,300	31,000	30,400	
	115,000円以上					
C10	133,000円未満	24,100	23,600	34,800	34,200	
	133,000円以上					
		151,000円未満				

C11	151,000 円以上 169,000 円未満	25,500	25,000	38,600	37,900
C12	169,000 円以上 213,000 円未満	27,300	26,800	44,800	44,000
C13	213,000 円以上 257,000 円未満	28,300	27,800	49,200	48,300
C14	257,000 円以上 301,000 円未満	29,400	28,900	53,600	52,600
C15	301,000 円以上 349,000 円未満	30,000	29,400	56,400	55,400
C16	349,000 円以上 397,000 円未満	30,600	30,000	59,200	58,100
C17	397,000 円以上 445,000 円未満	31,300	30,700	63,600	62,500
C18	445,000 円以上	32,000	31,400	66,400	65,200

- この表における児童の年齢区分は、当該児童に対して保育が行われた日の属する年度の初日における児童の年齢によるものとする。
- この表において「1号認定」とは、法第19条第1項第1号に規定する就学前子どもをいい、「2号認定」とは、同項第2号に規定する就学前子どもをいい、「3号認定」とは、同項第3号に規定する就学前子どもをいう。また、「保育標準時間及び保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項に規定する時間をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。また、区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別控除額控除の適用前

の額とし、世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。

4 この表において入所児童の属する世帯が B、B1、B2、C1、C2 及び C3 の階層区分に該当し、かつ、次の各号に掲げる世帯の場合における利用者負担額は、同表の定めにかかわらず、次の表に掲げる額とする。

(1) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる者のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	利用者負担額(月額)				
	1号認定 円	2号認定保育 標準時間 円	2号認定保育 短時間 円	3号認定保育 標準時間 円	3号認定保育 短時間 円
B		0	0	0	0
B1	0				

B 2	0				
C 1	4,600	4,000	3,900	5,100	4,900
C 2	7,400	5,000	4,800	6,700	6,500
C 3	10,300	6,400	6,200	8,500	8,300

5 1号認定の利用者負担額の算定に当たっては、同一世帯から3歳から8歳(小学校3年)までの2人以上の就学前児童又は就学児童が保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部又は小学校に入所し、入園し又は入学している場合においては、当該就学前児童又は就学児童のうちから最も年齢の高い児童(以下この備考5において「第1子」という。)を除いたもののうち最も年齢の高い就学前児童(以下この備考5において「第2子」という。)の利用者負担額は、その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(月額)に2分の1を乗じて得た額とし、当該就学前児童のうち第1子及び第2子以外の就学前児童の利用者負担額は、無料とする。ただし、当該就学前児童の属する世帯が備考4に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額の額については、備考4に掲げる利用者負担額(月額)を基に算定するものとする。

6 2号・3号認定の利用者負担額の算定に当たっては、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設又は情緒障害児短期治療施設通所部に入所し又は入園している場合においては、当該就学前児童のうちから最も年齢の高い児童(以下この備考6において「第1子」という。)を除いたもののうち最も年齢の高い児童(以下この備考6において「第2子」という。)の利用者負担額は、その者の属する世帯が該当する階層区分の利用者負担額(月額)に2分の1を乗じて得た額とし、当該就

学前児童のうち第1子及び第2子以外の就学前児童の利用者負担額は、無料とする。
ただし、当該就学前児童の属する世帯が備考4に掲げる世帯に該当する場合の利用者負担額の額については、備考4に掲げる利用者負担額(月額)を基に算定するものとする。